

## 【オーストラリア】社会サービス関連包括改正法案

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

\* 2014 年 5 月に公表されたアボット保守連立政権初の連邦予算のうち社会保障分野の政策を具体化させる主要な法案で、今後の社会サービスのあり方に大きな影響を及ぼすものである。

### 1 予算関連政策と社会サービス関連包括改正法案

各年の連邦予算は、前年の 9 月頃から政府部内で検討が進められ、当該年の 5 月に公表された後、続く 6 月末までに毎年の歳出法（Appropriation）が議会で可決されるのが通例である（会計年度は 7 月開始）。歳出法により国に歳出権限が与えられるのは歳出全体の 3 割弱ほどで、他の歳出と歳入は個々の政策や課税に関する法律によるので、予算政策の変更の多くはこれらの法律の変更を伴う。

2014-15 年の連邦予算には、教育、医療などの分野のほか、失業者、高齢者、子を持つ家族に対する手当など社会保障・福祉分野の広範囲にわたる政策を変更する提案が含まれており、「社会サービス関連包括改正法案」はこれらを具体化するための主要な法案である。第 1 号と第 2 号の 2 本の法案からなり、「社会保障法」やその他複数の法律に含まれる内容の異なる多くの事項について包括的に改正を行う法案である。

この法案は、連邦予算の公表後 2014 年 6 月 18 日に連邦議会下院に提出され、同月 24 日可決、上院で委員会審査に付され、公聴会を経て 9 月 12 日に漸く委員会報告が提出された。この間、議会における議論をはじめとして、マスコミも 5 月以降 9 月まで連日様々な観点から大きく取り上げ、「狂気か勇気か」（insanity or bravery?）などと評して賛否両論を紹介し、専門家や研究機関などもこの政策が社会各層あるいはマクロ経済全体に及ぼす影響を分析するなど、国内で大きな議論を巻き起こしている。

### 2 法案の概要

第 1 号法案は、家族手当（子供給付金）等の勤労者層を対象とする手当の受給資格基準値の据え置き、障害者補助年金・学生のための給付・給付待機期間等の見直し、高齢者付加金の廃止、クリーンエネルギー付加金（低所得高齢者に炭素税見合い分を還元）の再編など、全体で 8 項目を改正するもので、単年度で 31 億豪ドル（約 3000 億円）、家族手当は 5 年で 26 億豪ドル（約 2530 億円）の節減になると見積もっている（2014 年の社会保障・福祉関係予算は約 1460 億豪ドルで予算全体の 35%（連邦議会下院における社会サービス担当大臣発言））。

第 2 号法案は、年金等の支給の所得・資産基準値の改定の 3 年間据え置き、年金等の複数ある改定指標を消費者物価指数のみに一本化、学生奨学金の一部撤廃、年金受給者教育付加金等の廃止、若年層のための失業手当等の資格ルールの改定と給付まで 6 か月の待機期間の新設、家族手当に付随する各種付加金の減額と受給資格の見直し、

老齢年金の支給開始年齢(既に労働党政権時に現在 65 歳である支給開始年齢を 2 年ごとに 6 月ずつ引き上げることにより 2023 年から 67 歳とすることとしていた)を同じ方法でさらに引き上げ 2035 年から 70 歳とすること、などを定めている。全体で 12 項目を改正するもので、単年度で 26 億豪ドル(約 2530 億円)、家族手当の見直し等は 5 年で 48 億豪ドル(約 4660 億円)の節減になると試算している(老齢年金支給開始年齢の引き上げを除く)。

### 3 国内における議論

国民生活や国の財政に対する法案の将来的なインパクトを評価するのは難しいが、一貫している意図は歳出の抑制であり、制度そのものの廃止や再編もさることながら、諸手当の支給要件の物価スライド等の指標の据え置きや厳格化の背景には長期的な財政に対する問題意識がある。

実際、政府は法案の提案理由として、国の福祉システムの長期持続可能性の改善、若年層の就職に対するインセンティブの促進、改定指標の厳格化・単純化をことあるごとに掲げている。

これに対し、労働党と緑の党は、法案には良識ある節減策も含まれていると評価して、いくつかの改正には同意することを表明している。しかし、政権側が、国は財政危機の真ただ中にあり、社会保障・福祉支出が制御不能に陥っているとしきりに危機感を煽っていることに異議を唱え、全体としてオーストラリア史上最も過酷な政策であり、年金生活者、自らの資金のみで生計を立てている高齢者、障害者、若年失業者、中低所得者全般を狙い撃ちするものであるとして、年金改定等の指標の変更など個々の重要な政策に反対の姿勢を取っており、特に第 2 号法案の政策に対立点が多い。

個々の制度はいずれもテクニカルで、相互の関係が薄くそれぞれに細かく利害関係者が存在するものであるので、議会で何らかの妥協が図られる可能性は常に語られている。また、法案の進捗とは別に、2013 年 1 月に中立的な「オーストラリア福祉システム審議会」が政府に設置され、複雑になりすぎた福祉システムをシンプルにし個人と家族の能力を強固にするという観点から検討を継続している。福祉システムをシンプルにするという審議会の方針が、法案の帰趨に影響されるおそれがあるという指摘もある。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 9 月 18 日現在である。)

- ・ 上院Community Affairs委員会報告 <[http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Committees/Senate/Community\\_Affairs/Social\\_Services\\_2014\\_Budget\\_Measures/Report](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Community_Affairs/Social_Services_2014_Budget_Measures/Report)>